平成２２年（フ）第４３２１号
大阪府豊中市新千里南町１丁目２番Ｂ13―305号
債務者　齊藤　光子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３２８号
大阪府東大阪市南上小阪６番26号　116号室
債務者　立石　　彰
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５５７号
大阪市西淀川区姫里１丁目22番21号
債務者　新井　浩志
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５７０号
大阪府枚方市津田元町１丁目６番16号
債務者　樫原　拓郎
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５８１号
大阪市鶴見区今津中３丁目６番27―1115号
債務者　近藤　宗子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６１５号
大阪府枚方市東田宮１丁目15番６―501号
債務者　藤原　央和
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６５３号
大阪市西成区玉出西１丁目３番26号コーポピア玉出305号
債務者　井脇　義正
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６６９号
大阪市天王寺区北河堀町７―16　グランカサ天王寺7013号室、外国人登録原票上の住所大阪市天王寺区国分町12番９―201号
債務者　金本君子こと　李　　君子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６７０号
大阪府枚方市都丘27―５　106号室、住民票上の住所大阪府枚方市長尾元町３丁目３番17号
債務者　坂本　成廣
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７００号
大阪府高槻市須賀町33番12号
債務者　新井守こと　朴　　圭守
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７７８号
大阪市此花区西島５丁目２番25号
債務者　村上　昌徳
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９１６号
大阪市都島区中野町２丁目15番５―602号、住民票上の住所兵庫県宝塚市武庫川町５番45―603号
債務者　畝本　直樹
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９１８号
大阪府東大阪市加納１丁目４番26号
債務者　前田　芳江
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９６０号
大阪市中央区島之内２丁目７番26号水上ビル北館55号
債務者　岩切　朝子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９６１号
大阪市中央区島之内２丁目７番26号水上ビル北館55号
債務者　岩切　祥一
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０２６号
大阪府枚方市中宮北町１番26―404号
債務者　山路　孝一
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０９０号
大阪市旭区太子橋３丁目２番４―205号
債務者　東　　梓（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部